

制 度 名	母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金	主管課名	青少年家庭課 青少年・母子福祉 G		
		問合せ先	029-301-2183		
目的・趣旨	母子家庭等就業・自立支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業等の母子家庭等に対する事業の実施要する経費を補助する。				
〔対象団体〕 都道府県、市、福祉事務所設置町村					
〔対象事業〕 (1) 母子家庭等就業・自立支援事業 (2) ひとり親家庭等日常生活支援事業 (3) ひとり親家庭等生活向上事業 (4) 母子家庭等自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業 (5) ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (6) 母子・父子自立支援プログラム策定事業 (7) ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業 (8) 離婚前後親支援事業の実施について (9) 社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業 (10) ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業					
〔補助要件等〕 補助金の額が 10 千円に満たない場合には交付の決定を行わない					
〔対象経費〕 (1)、(2)、(3)、(7) (8) 報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金 (4)、(5) 負担金、補助及び交付金、扶助費 (6) 報酬、報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、共済費 (9) 給料、職員手当等、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金 (10) 報酬、報償費、改修費、備品購入費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料					
〔補助限度額等〕 交付要綱に基づく額					
〔経費負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
(1)、(7)、(10) 補助基準額と実支出額の低い方		1/2	—	1/2	—
(2)、(3) 補助基準額と実支出額の低い方		2/3	1/6	1/6	—
(4)、(5) 補助基準額と実支出額の低い方		3/4	—	1/4	—
(6) 補助基準額と実支出額の低い方		10/10	—	—	—
(9) 補助基準額と実支出額の低い方		2/3	—	1/3	—
〔令和 7 年度当初予算額〕 147,464 千円		〔令和 7 年度補助対象団体〕 別途交付申請による			
〔備考〕					